

第2回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会資料

資料 議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況(メモ) 1ページ

資料 選挙区定数の選択パターン 2ページ

資料

議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況（メモ）

【幕別町】

【更別村】

【忠類村】

資料

選挙区定数の選択パターン

【現状】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----|
| 条例定数 | | 22 | 12 | 10 | 44 |
| 現員数 | | 22 | 12 | 9 | 43 |
| 法定定数 | | 26 | 14 | 12 | 52 |
| 任期 | | H15.5.1 ~H19.4.30 | H15.5.1 ~H19.4.30 | H13.9.10 ~H17.9.9 | |

【パターン 1】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|---------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 21 | 3 | 2 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,156.0 | 1,097.0 | 902.0 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 1.3 |

【パターン 2】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|---------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 20 | 3 | 3 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,213.8 | 1,097.0 | 601.3 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 2.0 |

【パターン 3】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|-------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 19 | 4 | 3 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,277.7 | 822.8 | 601.3 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 2.1 |

【パターン 4】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|-------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 18 | 5 | 3 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,348.7 | 658.2 | 601.3 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 2.2 |

【パターン 5】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|-------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 17 | 6 | 3 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,428.0 | 548.5 | 601.3 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 2.4 |

【パターン 6】

| 区 | 分 | 幕別町 | 更別村 | 忠類村 | 合計 |
|---------------|---|---------|-------|-------|---------|
| 選挙区定数 | a | 17 | 5 | 4 | 26 |
| H12国調人口 | b | 24,276 | 3,291 | 1,804 | 29,371 |
| 定数あたり人口 (b/a) | c | 1,428.0 | 658.2 | 451.0 | 1,129.7 |
| 1票の格差 | | | | | 3.2 |

過去の議員定数は正訴訟最高裁判決

衆議院議員選挙

| 選挙年 | 格差 | 判決年 | 判断 | 法定 | 備考 |
|-------|-------|----------|------|-------|---------------------------------|
| 1972年 | 4.99 | 1976年 | 違憲状態 | 大法廷 | 違憲・事情判決（注1） |
| 1980年 | 3.94 | 1983年 | 違憲状態 | 大法廷 | 違憲状態であるが是正のために必要な合理的期間であった。（注2） |
| 1983年 | 4.40 | 1985年 | 違憲状態 | 大法廷 | 違憲・事情判決 |
| 1986年 | 2.92 | 1988年 | 合憲 | 第二小法廷 | |
| 1990年 | 3.18 | 1993年 | 違憲状態 | 大法廷 | 違憲状態・合憲判決（1983年判決と同趣旨） |
| 1996年 | 2.309 | 1999年11月 | 合憲 | 大法廷 | 小選挙区比例代表並立制は合意 |

参議院議員選挙

| 選挙年 | 格差 | 判決年 | 判断 | 法定 | 備考 |
|-------|------|----------|------|-------|---------------------|
| 1962年 | 4.09 | 1964年2月 | 合憲 | 大法廷 | 定数配分は立法政策 |
| 1971年 | 5.08 | 1974年4月 | 合憲 | 第一小法廷 | 極端な不平等ではない |
| 1977年 | 5.26 | 1983年4月 | 合憲 | 大法廷 | 参議院議員では要譲歩 |
| 1980年 | 5.37 | 1986年3月 | 合憲 | 第一小法廷 | 前回選挙から拡大せず |
| 1983年 | 5.56 | 1987年9月 | 合憲 | 第一小法廷 | 配分規定は合憲範囲内 |
| 1986年 | 5.85 | 1988年10月 | 合憲 | 第二小法廷 | 配分規定は合憲範囲内 |
| 1992年 | 6.59 | 1996年9月 | 違憲状態 | 大法廷 | 著しい不平等状態だが立法裁量権の範囲内 |
| 1995年 | 4.97 | 1998年9月 | 合憲 | 大法廷 | 不平等は裁量範囲内 |
| 1998年 | 4.98 | 2000年9月 | 合憲 | 大法廷 | 不平等は裁量範囲内 |

注1 事情判決：

違憲であったとしても、選挙の効力については、選挙全体として無効にすることにより生ずる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法第31条の定める事情判決（処分は違法であっても、それを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき、違法を宣言して請求を棄却する判決で、公職選挙法第219条は適用を認めていない）の法理を「一般的な法の規則原則に基づくもの」として適用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決。しかし、これでは違憲宣言の繰り返しに終わる可能性もある。したがって、違法宣言以外の判決として、定数は正ができるまでの間は、公職選挙法204条に基づく選挙無効判決の効果の発生を延ばし、すみやかな定数は正と選挙の実施を促すという考え方（将来効判決）を主張する意見もある。

注2 是正のための合理的期間：

違憲状態の是正のために必要な合理的期間が過ぎたか否かが問題になる。この問題については、どのような条件の下で、どの程度期間認められるべきかの判定基準が抽象的で、学説での検討もあまり進んでいない。

参考法令

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年2月4日号外法律第3号）

（設置）

第1条 内閣府に、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

（改定案の作成の基準）

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、一に、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

（勧告の期限等）

第4条 第2条の規定による勧告は、国勢調査（統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第2条の規定による勧告を行うことができる。

（国会への報告）

第5条 内閣総理大臣は、審議会から第2条の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

（組織）

第6条 審議会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員は、非常勤とする。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第9条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。